

四日市市上下水道局告示第22号

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

平成31年4月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（平成22年四日市市上下水道局告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
1から8まで （略）	1から8まで （略）
9 入札書に記載する事項 (1) （略） (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額並びに当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。 (3) （略）	9 入札書に記載する事項 (1) （略） (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) （略）
10から12まで （略）	10から12まで （略）

附 則

この告示は、令和元年5月1日から施行し、同日以降に告示する工事に適用する。

（上下水道局管理部総務課）